

令和2年第1回 七飯町総合教育会議議事録

令和 2年 2月10日 開会

令和 2年 2月10日 閉会

七飯町総務部総務財政課
七飯町教育委員会学校教育課

令和2年第1回七飯町総合教育会議

令和2年2月10日（月曜日）午後3時00開会

○議事

協議事項

- (1) 令和2年度七飯町教育行政方針について
- (2) 七飯町教育振興基本計画の改定について

○出席委員（6名）

町長	中宮安一	教育長	與田敏樹
教育委員	山川俊郎	教育委員	加屋本旬
教育委員	信夫恵美子	教育委員	菅沼由美

○欠席委員（0名）

○本会議の書記・説明員

事務局	釣谷隆士	（総務部長）
事務局・説明員	伍楼司	（総務部総務財政課長）
事務局・説明員	村上宏樹	（総務部総務財政課総務係長）
説明員	扇田誠	（教育委員会教育次長）
説明員	竹内圭介	（教育委員会学校教育課長）
説明員	北村公志	（教育委員会生涯教育課長）
説明員	川崎元	（教育委員会スポーツ振興課長）
説明員	柴田憲	（教育委員会学校給食センター長）
説明員	矢口真也	（教育委員会学校教育課庶務係長）

○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員 加屋本 旬

午後3時00分 開会

1 開会

●事務局（総務部長）

それでは、定刻となりましたので令和2年第1回七飯町総合教育会議を開会いたします。私は、総務部長の釣谷と申します。よろしくお願いいたします。

着席にて、進行させていただきます。

本日の会議は、公開が原則となっておりますことから、ホームページに会議開催及び傍聴のご案内をいたしましたが、傍聴者はなしとなっております。

また、会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名を頂いたのち、公表することにしたいと思っております。

2 町長挨拶

●事務局（総務部長）

それでは次第に従いまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

●町長

皆様こんにちは。本日は、令和2年第1回七飯町総合教育会議を開催させていただきましたところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

総合教育会議においては、教育振興にかかる基本的な方針、大綱を策定すること。また、重点的あるいは、緊急の場合に講ずべき施策について協議・調整する場となっており、「大沼地区小中学校の統廃合につ

いて」委員の皆様と協議を重ね、令和元年度は国の支援を受け、大沼中学校の改築事業に着手し、令和2年4月より「大沼岳陽学校」として新たに9年制の義務教育学校として開校できますことは、委員の皆様のご理解、ご協力の賜物であると思ひ、あらためて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、令和2年第1回七飯町議会定例会が3月2日から17日までの会期で行われる予定であり、新年度の七飯町施政方針及び七飯町教育行政方針を述べさせていただきますこととなっております。

本日は、「令和2年度七飯町教育行政方針」と、平成28年3月に改定いたしました「第2次七飯町教育振興基本計画」の改定の2点を協議事項とさせていただきます。

つきましては、この会議の場で、総合的な見解に基づき、委員の皆様のご意見を賜りながら協議をさせていただきますと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日は宜しく申し上げます。

●事務局（総務部長）

会議の進行につきましては、七飯町総合教育会議運営要項第4条の規定に基づき、町長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の決定

●町長

それでは、次第3になりますが、議事録署名委員の決定についてお諮りいたします。前回は山川委員をお願いをしております

たので、今回は加屋本委員にお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声あり)

それでは、加屋本委員宜しくお願いいたします。

4 議題 協議事項

(1) 令和2年度七飯町教育行政方針について

●町長

早速ではございますが、本日お諮りする次第4の「協議事項(1)」令和2年度七飯町教育行政方針について、事務局より説明をお願いします。

●事務局(教育次長)

それでは、協議事項(1)「令和2年度七飯町教育行政方針」についての提案説明を申し上げます。

令和2年度の七飯町教育行政方針は、教育行政に関わる根幹的な事項は、継続して前年度の方針を踏襲し、既に実施された事業や廃止した事業については削除し、新たに行う施策を加筆しております。

また、これにあわせた文言の整理も同時に行った内容となっております。

それでは、皆様にお配りしました「七飯町教育行政方針(案)」をご覧願います。

この方針案の説明につきましては、本年度新たに行う施策を中心にご説明いたします。

まず、表題から2ページまでは、年度および文言の整理を行っております。

3ページは、中段の(1)学校経営の充実の3行目、七飯町教育研究所に加え、本年度から北海道教育大学函館校等を加筆し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努

めることとしております。

また、後半は「教職員の働き方改革」を推進するための施策として、3施策を加筆記載しております。

1点目は、5行目の各学校に「タイムカード」を導入する考えでございます。

2点目は、7行目の勤務時間外の「留守番電話機能」による対応とすることを記載しております。

3点目は、下から2行目で、現在、各学校に設置しているコミュニティスクールを中学校区に広げ、地域学校協働本部の設置についての検討を行う旨を記載しております。

次に4ページの(2)基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実の最後2行で、本年度から小学校の新学習指導要領が全面実施となることから、小学校の社会科副読本の改訂版を来年度に発刊する準備を進めることを明記してございます。

また、(3)道徳教育の充実では、従来の「心の教育」の充実に「豊かな人間性」を育てることを加筆し、更なる充実を目指すこととしております。

続いて、5ページの(5)生徒指導の充実では、従来の考え方を継続しつつ、近年の急激な社会、家庭環境の変化に対応するため、本年度から新たに6行目に「スクールロイヤー(弁護士)」と連携し、問題解決への早期対応を目指すことを明記してございます。

次に7ページの(11)食育の推進は、最後の2行に本年度、北海道ハサップの認証取得を目指すことを記載してございます。

また、同じく7ページ(12)教育環境の整備・充実の、①「教育施設の整備」に

つきましては、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ることと、国の「校内通信ネットワーク整備事業」を活用した、各学校のICT環境の整備・強化を図ることを記載しております。

次に8ページになります。②学校備品の整備・充実では、ICT環境の整備・強化とあわせた、児童生徒へ、一人1台の端末機整備を4年計画で取り組むことを明記してございます。

同じく8ページの、⑤校長・教頭住宅のあり方については、昨年度は「そのあり方について検討します。」という表現から、本年度は、「学校経営に支障の無いよう対応します。」と、一歩進んだ表現に変えてございます。

次の⑥から9ページの⑨までは、新たな施策として記載してございます。

まず、8ページの、⑥大沼岳陽学校の開校については、9ページになりますが、校訓を見据えての人材の育成と5月に開校式典の実施を行うことを記載してございます。

次に、⑦学校事務職員のセンター化については、学校事務職員の業務の効率化を図るため、事務職員を1ヶ所に集約し、その機能や情報の充実を図ることを検討する旨、明記してございます。

⑧の小中学校図書室の地域への開放については、「地域とともにある学校」を目指し、学校図書室の地域開放について、「研究」することを明記いたしました。

⑨学校用務員の民営委託化については、児童生徒の教育環境の改善を目指すため、民間の専門的技術やその蓄積を活用するため、本年度から実施することを明記してございます。

次に、9ページの第4生涯学習の推進では、10ページの2行目になりますが、第4次七飯町社会教育中期計画（令和3年度～7年度）を策定する旨を記載してございます。

(1)生涯学習では、本年度、大沼老人大学の開講40周年記念事業の実施と参加者数の減少のため、本年度をもって、同大学の閉学することを明記してございます。

続きまして、11ページの(3)家庭と地域の教育力の向上では、子どもの健全育成を目指すため、家庭と地域とのつながりの希薄化や子育てを支える地域環境が大きく変化していることから、あらためて、家庭、地域、学校の連携強化を目指すことを明記してございます。

12ページと13ページは、年度および文言の整理を行っております。

11ページに戻って頂きますが、先ほど開催された教育委員会議でご指摘を受け、訂正した箇所があります。

11ページの(3)家庭と地域の教育力の向上の4行目、「共稼ぎ家庭」を「共働き家庭」に訂正願います。

以上が、簡単ではございますが、「令和2年度七飯町教育行政方針」の主な改正点でございます。

提案説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●町長

ありがとうございます。ただいま事務局より令和2年度七飯町教育行政方針についての説明がありましたが、各委員からご質問があればお願いいたします。

●山川委員

方針の内容につきましては、このプランに盛り込まれたことが、実施できるよう取り組んで頂きたいと思えます。何点か特に経営して頂きたいということです。端的にいうと知識だけに終わらせない、体験の場を大いに作って頂きたいということです。子どもたちへの教育や特に語学教育はそれが重要です。実際、授業では、様々な場面で、こうすべきとか、こういうものだから、教えてあげられますが、せっかく習ってもそれを使ってみる場面が無い。他にもマナーなども知識としてはあるが、活用できていない。私は年末年始を7日間ロンドンで過ごしていたのですが、すごく感じたことがあります。個人旅行なので主に地下鉄を使っていたのですが、感動した場面が毎日ありました。何かというと、私のような高齢者が車両に乗り込むと、すぐそばにいる一番小さな子で小学校低学年、それから中年ぐらいの皆さんでした。席を譲ってくれる、あるいは、全員がぱっと詰めて席を作ってくれる、そういうことが毎回、一日に何回もある。これは本当に身に付いたものだなど、とても印象的で感動しました。それから、今、コロナウイルスの件で心配が大きいですけど、咳をする場面で、我々よく口を手で押さえて飛散しないようにするのがマナーと考えているようですが、外国の方は、我々留学生と接している中で、必ず、手のひらではなく、腕などを使って咳をする。聞いた話ですが、手で押さえるのはマナーとしては良いのですが、その後、その手を「皆さん洗うのですかと、すぐにどこか触わったりするよね」というそうです。外国の子どもたちは、そのようなこと

を教えられて育ってきている。全員や全部の国とかでは無いが、そのような経験をして私も、しっかり認識したのですが、とにかく、知識を基本として、様々な教育は実践の場を設けてあげるべきだなと思えました。そのことを強く要望しておきたいと思えます。特に岳陽学校は「世界に輝け」を校訓としているので、特に、語学学習を周りが注目し、期待をしています。英語を習ってもなぜ、話せないか使えないかということ、教育の仕方云々よりも、使う機会が無いからすぐ忘れちゃう、せっかく覚えたこととも役に立たない。そういうことも考えて、しっかりとそういう場面を作っておいて、成果が上がる語学教育に取り組んで頂ければ良いなと思えます。

●町長

事務局お願いします。

●事務局（教育次長）

山川委員のおっしゃったことは当然のことだと思いますので、大沼岳陽学校が開校いたしますので、教員の方にもそういう話をしながら、進めて参りたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。

●町長

他にございますか。

●加屋本委員

教育行政方針につきましては、事前に教育委員会の段階、個人的や色々な組織の中で検討され推敲されて出てきていますので、これでよろしいかと思えます。その作成に少しでも係わった者として、とても良く出来ていると思えます。どこか良いのかというと、近年の学校教育では、この10年くらい「不易と流行」が主理念として唱えられました。この方針も、前段に子供を育てる

ための大事なことはなにかという不易の部分
分をきちんと掲げて、そして、その都度の
時代の要請による教育課題であるT-Tに
よる英語学習やプログラミング学習などを
計画的に取り入れるなど、「不易と流行」が
バランス良く設定されていることが、非常
に良い点だと思います。ただ、教育はいつ
の時代でも、いつどこで何が起こるか分
からないという面があります。いかなる場
面でもこの方針に基づいて、教育行政と
学校、そしてそれを支える地域側が一体
となって、それぞれの役割を發揮するこ
とです。その最大のねらいは学校の主人
公である子どもです。その人間としての
成長や発達を保障することです。行政
方針とじゃ教育施策の指針的なもので
す。最終的には方針の行間に意図する
ことを、行政・学校・地域で読み取り
共通に理解し進めていくことが重要か
と思います。一年間教育を進めて行く
上で経営上や生徒指導上など様々な問
題が生じます。そのことの善し悪しの
判断にあたっては、最終的には、いわ
ゆる、教育基本法を中心とした教育関
連の法律や人類の財産である教育学や
教育心理学によって導きだされた教
育理念等に基づいて判断されるべきだ
と思います、この方針を手元に置く
だけでは無く、是非とも本当にこれ
が生かされる学校、地域、それができ
れば良いなと思いますので意見とし
て述べさせていただきます。

●町長

事務局、宜しくお願ひします。

●事務局（教育次長）

了解しました。

●町長

他にございませんでしょうか。

●信夫委員

感想を述べさせていただきます。

私は、意見を交換する中で、自分の思
いを伝えたので良いと思います。方針
として、安心して保護者が子供を預け
られる、そして、先生方が安心して働
ける、子供たちが安心して学べる、そ
ういう環境だとか、ハードもソフトも
含めて、そういう教育が出来れば良い
のかなと思いますし、それを實現する
ために、この方針は十分対応できる
と思います。是非、絵にかいた餅にな
らないように進めていってほしいと思
います。

もう1つですが、生涯学習のハード
な点でいうと、私はよく文化センター
を使わせて頂くのですが、この間の日
曜日吹奏楽祭を、大ホールでやってい
たのですが、トイレの数が足りなくて
、ずっと並んでいました。洋式のトイ
レになって、使い勝手が良くなったの
ですが、本当に足りない。大きな催し
物があり、多くの人が集まると、トイ
レの問題を随分と聞きます。また、
ピアノも「そろそろ耐用年数が来てい
るよね」などの話題も聞きます。公共
的なハードの部分も考えて頂ければ
と思います。児童生徒も使うし、一般
でも使いますので、生涯学習という
点で、考えられているとは思いますが
、その辺も併せて、進めて頂ければ
良いと思います。

●町長

トイレは、ついこの間遺愛高校が
来たとき？

●信夫委員

遺愛高校が来たときもそうですし、
ピアノの清塚さんが来たときも、す
ごい数並んでいた。休憩時間に、こ
の間の遺愛高校が来ていた時は、結
構フリーで、出て行

けるのですが、クラシック音楽などは、休憩時間以外は閉じてしまいます。そうなる
と、なかなかその時間にトイレに行けない
とか、特に女性の場合、並んでいる場面が
多々あるものですから。

●町長

何箇所かに分かれていますが、ほとんどの所がそうですか？

●信夫委員

そうですね。

それは、ここに限らず、函館の市民会館でも見られる。少し人が集まってしまうと並ぶというのが出てきてしまいます。

●町長

解消するにはどうしたら良いか。中々難しい問題。仮設トイレで、水洗の柵につなげられるものもある。

●信夫委員

集まる人の数にもよるのでしょうか、ここら辺が満杯になるといって、結構不足している。キタラなどは、男性の所を女性も使えるというか、男性のトイレも使って良いという感じにしていたりというのもあるので、そこら辺も併せて、すぐすぐにはならないと思うのですけども。

●町長

この場で、こうします。とはならないと思えますので。

●信夫委員

こういうことも、あるということです。

●加屋本委員

関連して、意見です。先進国というとおかしいですけど、主要国の中で、トイレを男子と女子とに分けて使っているのは、日本だけだということなのですよ。特に男性、女性を無くすという動きが非常に進ん

でいるなかで、本当に日本だけがこうだという話なのです。もっとも手っ取り早いのは、先生も今おっしゃられた通り、これはどこに行ってもコンサートとかの場合には、女性トイレは長蛇の列ですよ。ですから、一定の時間、この休み時間は、そこを全部女性とかこういう風な手の打ち方とか、必然的には、10年とか15年たつと日本でも差がなくなって、そうなるのではないかと私は思うのですけど、そういうのが世界の動きみたいです。余談みたいな意見ですが。

●信夫委員

特にジェンダーの関りで、その部分の発想が出て来ていて、例えば、ジェンダーの問題を抱えている人が使うときに、男性なのだけど、男性のトイレ、決められた所に入るのはすごく抵抗があると、逆もありますけど、そういう意味で、今、加屋本先生がおっしゃった通りに、男女の差がなくなってくるというか、場所の指定がなくなっているのは確かです。

●事務局（教育長）

基本的に、男と女が同じ時間帯に同じトイレを使うという事はあり得ないです。犯罪の問題等も含めて、間違いなく熟成していませんので、ジェンダーの問題については、多目的トイレが、文化センターの中に4つある。そこを利用して頂く。

それと、女性用トイレが混むというのは一過性として、端的にいうと今の段階では、我慢して頂くしか無い。現実的には、時間帯で、あるいは休憩の1回目はどっち側、2回目は女性だけ全部使ってくださいというようなやり方を工夫しながら、検討していきたいと思えます。ハード面の整備とし

ではこの建物の中では少し厳しいかなと。ご意見としてはまさしくその通りだと思いますので、きっちり受け止めさせて頂いて検討したいと思います。

●町長

よろしいでしょうか。

それでは「協議事項（１）」の令和２年度七飯町教育行政方針については、ご了承を賜ったものとし、審議を終了させて頂きます。ありがとうございます。

4 議題 協議事項

（２）七飯町教育振興基本計画の改定について

●町長

続いて、「協議事項（２）」七飯町教育振興基本計画の改定について事務局より説明をお願いします。

●事務局（教育次長）

それでは、協議事項（２）「七飯町教育振興基本計画の改定」についての提案説明を申し上げます。

本基本計画は、第１次七飯町教育振興基本計画を平成２８年３月に改定しており、５年ごとに見直すことになっております。

本来であれば、来年の令和３年３月に見直すところですが、昨年１２月七飯町議会定例会において、「七飯町学校設置条例」の一部改正が可決され、令和２年３月末で大沼地区の小中学校が廃校となり、４月からは新たに義務教育学校「大沼岳陽学校」として統合されることから、本基本計画の一部にその内容を加える改正となっております。

また、本基本計画は策定から４年を経過

していることから、策定当時の状況と現在の状況と照らし合わせながら、文言の整理などの改定も、併せて行っております。

それでは、お手元の「第２次七飯町教育振興基本計画（改訂版）」をご覧ください。

まず１ページの目次から３ページの教育基本目標までは、変更はございません。

次に、４ページをお開き願います。

下から７行目でございますが、本基本計画は、第１次基本計画が、平成２４年１１月に策定されており、その旨記載しておりましたが、教育行政が変化する中で、平成２８年３月に第２次基本計画を策定しておりますので、第１次計画と第２次計画を置き換えて、文言の整理を行っております。

次に、７ページをお開き願います。

（１）「学校経営の充実」の最後の３行で、大沼地域の小中学校の廃校と統合について、新たに加筆記載しております。

追加した文言は、「大沼地域の大沼小学校・軍川小学校・東大沼小学校・大沼中学校の４小中学校については、子どもたちの安全安心の確保、教育環境の改善を図るため、令和元年度末で廃校とし、令和２年度から４小中学校を統合して義務教育学校とします。」でございます。

次に８ページをお開き願います。７行目、前年度までは、外国語指導助手（ＡＬＴ）として配置しておりましたが、本年度からは、外国語講師（ＦＬＴ）と名称を変更し配置しましたので変更しております。

（３）道徳教育の充実では、改正前は副読本の積極的な活用とボランティアや体験活動を通じて「生きる力」を培うと記載しておりましたが、本改正では「特別の教科」となった道徳の教科書の活用とメディアも

含めた多様な教材の活用を図り、「生きる力」を培う。と表現を修正しております。

次に、8ページから9ページにかけて、(4)学校体育と学校保健指導の充実と(5)の特別支援教育の充実では、児童生徒の体力・運動能力に関する全国調査の直近の状況等に合わせた文言の整理を行っております。

次に、(6)食育の充実では、文言整理と10ページになりますが、平成31年度に給食費の引き上げを実施した旨を加筆しております。

次に、12ページをお開き願います。

(2)青少年の健全育成では、中段に全国学力・学習状況調査による生活習慣状況について、当時よりは改善傾向にはあるが、ゲームやスマートフォンを行っている時間が依然として長いことを記載した文言整理を行っております。

最後は、14ページになります。一番最後に「七飯町教育振興基本計画の沿革」を記載しておりますが、一番下段に今回改定する部分を追加しております。

以上簡単ではございますが「第2次七飯町教育振興基本方針(改訂版)」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●町長

ありがとうございました。

ただいま事務局より七飯町教育振興基本計画の改定についての説明がありましたが、各委員から質問があればお願いたします。

ございませんか。

●各委員

(委員より「なし」の声あり)

●町長

それでは「協議事項(2)」の七飯町教育振興基本計画の改定については、ご了承を賜ったものとし、審議を終了させていただきます。ありがとうございます。

これで議事の進行を終了させていただきます。皆さまのご協力に関しまして、心よりお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

5 閉会

●事務局(総務部長)

これもちまして、令和2年第1回七飯町総合教育会議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時46分閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 3 月 1 3 日

議 長 中 宮 安 一

委 員 加 屋 本 旬